

岩手県告示第523号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号。以下「法」という。）第29条第1項（法第33条第2項において準用される場合を含む。）の規定により、次のとおり法第29条第1項に規定する重要国際埠頭施設及び法第33条第1項の国土交通大臣の承認を受けた埠頭保安規程に相当する規程に係る重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設（以下「重要国際埠頭施設等」という。）の保安の確保のために必要な制限区域を設定し、平成23年8月25日から施行する。

平成23年8月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

港湾名	地区名	重要国際埠頭施設等	制限区域
釜石港	須賀地区	-7.5メートル岸壁及び -11.0メートル岸壁	別図のとおり。

備考 「別図」は、省略し、岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。